

坂井市の福祉保健に関わる基本方針を示すとともに、関連する個別計画を横断・包括する計画です。

制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手・受け手」という関係性を超えて、あらゆる世代の住民や多様な主体が参画し、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

第2次坂井市総合計画 (2020～2029)

【将来像】輝く未来へ・・・みんなで創る希望のまち
～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり

▲ 総合計画の部門計画として位置づけ

▼ 第3次坂井市福祉保健総合計画が包括する個別計画

基本理念

誰もが安心して暮らせる活力ある地域共生社会の実現

5つの基本方針

【基本方針 1】
市民協働による地域づくりの推進

〈基本方針 2〉
包括的な相談支援体制の充実・強化

〈基本方針 3〉
健康でこころ豊かに暮らし続けられる市民の健康づくり

〈基本方針 4〉
安心して暮らせる社会基盤の強化

〈基本方針 5〉
人権が尊重される風土の醸成

15の施策の方向性

- 1-① 地域共生社会を支え、担う人づくり
- 1-② 地域共生社会を展開する地域づくり
- 1-③ 就労や趣味等を通じた社会参加の推進

- 2-① 様々な課題を受け止め包括的に支援する体制の整備
- 2-② 医療・介護・福祉の連携強化
- 2-③ 分野横断的な共生型サービスの推進
- 2-④ 参加支援の推進

- 3-① あらゆる世代の市民と取り組む健康づくり
- 3-② 生涯を通じた疾病予防の推進

- 4-① 福祉サービスの量的拡充・質の向上
- 4-② 社会福祉等人材の確保・業務負担の軽減
- 4-③ 感染症リスクと共存する新しい生活様式の推進

- 5-① 福祉教育の推進
- 5-② 虐待防止対策の推進
- 5-③ 意思や権利を尊重し合う環境の整備

地域福祉計画 〈社会福祉法、生活困窮者自立支援法〉

健康増進計画 〈健康増進法〉

高齢者福祉計画 〈老人福祉法〉

介護保険事業計画 〈介護保険法〉

障がい者福祉計画

障がい者計画 〈障害者基本法〉

障がい福祉計画・障がい児福祉計画
〈障害者総合支援法・児童福祉法〉

子ども・子育て支援事業計画
〈子ども・子育て支援法〉

食育推進計画
〈食育基本法〉

自殺対策計画
〈自殺対策基本法〉

成年後見制度利用促進基本計画
〈成年後見制度利用促進法〉

その他福祉保健関連計画

各計画が共通して取り組む“具体的な項目”を抽出するため、福祉保健総合計画の「施策の方向性」ごとに整理一覧表を作成。

・ 明らかに重なっている部分

・ 重なるべき部分

（本来重なるべき事項であって、整理表において重なりが見えない部分）

・ 重点的に取り組むべき部分

を部横断事務局で抽出し、次回の地域共生社会推進会議において具体的に議論。

共通項目を抽出し、それを定点観測していく管理表を作成することで、各計画をまとめる要素を見える化する。

（例）2-① 様々な課題を受け止め包括的に支援する体制の整備の場合

地域福祉計画	高齢者福祉計画	障がい者福祉計画	健康福祉計画	食育推進計画	成年後見制度利用促進基本計画	自殺対策計画	子ども・子育て支援事業計画
地域支援体制強化、重層的支援体制整備事業を推進し、関係機関との連携を図る。また、地域共生社会の実現に向けた取組を行う。	高齢者の生活や健康増進を図るため、地域から高齢者を支える体制を整備する。また、高齢者の生活や健康増進を図るため、地域から高齢者を支える体制を整備する。	障がい者の生活や健康増進を図るため、地域から障がい者を支える体制を整備する。また、障がい者の生活や健康増進を図るため、地域から障がい者を支える体制を整備する。	健康増進を図るため、地域から健康増進を図る体制を整備する。また、健康増進を図るため、地域から健康増進を図る体制を整備する。	食育推進を図るため、地域から食育推進を図る体制を整備する。また、食育推進を図るため、地域から食育推進を図る体制を整備する。	成年後見制度利用促進を図るため、地域から成年後見制度利用促進を図る体制を整備する。また、成年後見制度利用促進を図るため、地域から成年後見制度利用促進を図る体制を整備する。	自殺対策を図るため、地域から自殺対策を図る体制を整備する。また、自殺対策を図るため、地域から自殺対策を図る体制を整備する。	子ども・子育て支援を図るため、地域から子ども・子育て支援を図る体制を整備する。また、子ども・子育て支援を図るため、地域から子ども・子育て支援を図る体制を整備する。
健康増進、児童発達支援及び障害児支援の推進、関係機関との連携を図る。また、地域共生社会の実現に向けた取組を行う。	高齢者の生活や健康増進を図るため、地域から高齢者を支える体制を整備する。また、高齢者の生活や健康増進を図るため、地域から高齢者を支える体制を整備する。	障がい者の生活や健康増進を図るため、地域から障がい者を支える体制を整備する。また、障がい者の生活や健康増進を図るため、地域から障がい者を支える体制を整備する。	健康増進を図るため、地域から健康増進を図る体制を整備する。また、健康増進を図るため、地域から健康増進を図る体制を整備する。	食育推進を図るため、地域から食育推進を図る体制を整備する。また、食育推進を図るため、地域から食育推進を図る体制を整備する。	成年後見制度利用促進を図るため、地域から成年後見制度利用促進を図る体制を整備する。また、成年後見制度利用促進を図るため、地域から成年後見制度利用促進を図る体制を整備する。	自殺対策を図るため、地域から自殺対策を図る体制を整備する。また、自殺対策を図るため、地域から自殺対策を図る体制を整備する。	子ども・子育て支援を図るため、地域から子ども・子育て支援を図る体制を整備する。また、子ども・子育て支援を図るため、地域から子ども・子育て支援を図る体制を整備する。
健康増進、児童発達支援及び障害児支援の推進、関係機関との連携を図る。また、地域共生社会の実現に向けた取組を行う。	高齢者の生活や健康増進を図るため、地域から高齢者を支える体制を整備する。また、高齢者の生活や健康増進を図るため、地域から高齢者を支える体制を整備する。	障がい者の生活や健康増進を図るため、地域から障がい者を支える体制を整備する。また、障がい者の生活や健康増進を図るため、地域から障がい者を支える体制を整備する。	健康増進を図るため、地域から健康増進を図る体制を整備する。また、健康増進を図るため、地域から健康増進を図る体制を整備する。	食育推進を図るため、地域から食育推進を図る体制を整備する。また、食育推進を図るため、地域から食育推進を図る体制を整備する。	成年後見制度利用促進を図るため、地域から成年後見制度利用促進を図る体制を整備する。また、成年後見制度利用促進を図るため、地域から成年後見制度利用促進を図る体制を整備する。	自殺対策を図るため、地域から自殺対策を図る体制を整備する。また、自殺対策を図るため、地域から自殺対策を図る体制を整備する。	子ども・子育て支援を図るため、地域から子ども・子育て支援を図る体制を整備する。また、子ども・子育て支援を図るため、地域から子ども・子育て支援を図る体制を整備する。
健康増進、児童発達支援及び障害児支援の推進、関係機関との連携を図る。また、地域共生社会の実現に向けた取組を行う。	高齢者の生活や健康増進を図るため、地域から高齢者を支える体制を整備する。また、高齢者の生活や健康増進を図るため、地域から高齢者を支える体制を整備する。	障がい者の生活や健康増進を図るため、地域から障がい者を支える体制を整備する。また、障がい者の生活や健康増進を図るため、地域から障がい者を支える体制を整備する。	健康増進を図るため、地域から健康増進を図る体制を整備する。また、健康増進を図るため、地域から健康増進を図る体制を整備する。	食育推進を図るため、地域から食育推進を図る体制を整備する。また、食育推進を図るため、地域から食育推進を図る体制を整備する。	成年後見制度利用促進を図るため、地域から成年後見制度利用促進を図る体制を整備する。また、成年後見制度利用促進を図るため、地域から成年後見制度利用促進を図る体制を整備する。	自殺対策を図るため、地域から自殺対策を図る体制を整備する。また、自殺対策を図るため、地域から自殺対策を図る体制を整備する。	子ども・子育て支援を図るため、地域から子ども・子育て支援を図る体制を整備する。また、子ども・子育て支援を図るため、地域から子ども・子育て支援を図る体制を整備する。

抽出作業

整理一覧表 2-①

部内事務局会議

健康福祉部各課参事、補佐等で構成。

各分野の課題の把握、重層的支援体制整備事業推進会議の企画立案、地域共生社会推進会議の運営など。

第3次坂井市福祉保健総合計画（2021～2026）

5つの基本方針

【基本方針1】
市民協働による地域
づくりの推進

〈基本方針2〉
包括的な相談支援
体制の充実・強化

〈基本方針3〉
健康でこころ豊かに
暮らし続けられる
市民の健康づくり

〈基本方針4〉
安心して暮らせる
社会基盤の強化

〈基本方針5〉
人権が尊重される
風土の醸成

15の施策の方向性

- 1-① 地域共生社会を支え、担うづくり
- 1-② 地域共生社会を展開する地域づくり
- 1-③ 就労や趣味等を通じた社会参加の推進

2-① 様々な課題を受け止め包括的に支援する体制の整備

- 2-② 医療・介護・福祉の連携強化
- 2-③ 分野横断的な共生型サービスの推進
- 2-④ 参加支援の推進

- 3-① あらゆる世代の市民と取り組む健康づくり
- 3-② 生涯を通じた疾病予防の推進

- 4-① 福祉サービスの量的拡充・質の向上
- 4-② 社会福祉等人材の確保・業務負担の軽減
- 4-③ 感染症リスクと共存する新しい生活様式の推進

- 5-① 福祉教育の推進
- 5-② 虐待防止対策の推進
- 5-③ 意思や権利を尊重し合う環境の整備

を部横断事務局で抽出し、次回の地域共生社会推進会議において具体的に議論。

共通項目を抽出し、それを定点観測していく管理表を作成することで、各計画をまとめる要素に見える化する。

整理一覽表 2-①

各分野の課題の把握、重層的支援体制整備事業推進会議の企画立案、地域共生社会推進会議の運営など。

抽出で見た『関連共通項目』⇒「フレイル予防」から広がる地域共生社会 【資料3-4】



